

「知的財産立国」のボーリング

第4回 知的財産戦略会議
資料1(平成14年6月14日)
+版 14年 6月20日 | 3-1

知的財産立国の実現

「知的財産立国」とは、知的財産をもとに、製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり。

実現に向けた戦略
知的財産に関する
総合的な取組が必要。

(1) 創造戦略

(2) 保護戦略

(3) 活用戦略

(4) 人的基盤の充実

現状と課題

●我が国の産業競争力低下への懸念

●知的創造サイクルの確立の必要性

知的財産立国に向けた基本的方向

政府一體となって、2005年度
までに集中的・計画的に遂行

遅くとも2003年の通常国会までに、

「知的財産基本法(仮称)」

を制定

規定する内容

- 知的創造サイクルの活性化
- という国家目標(基本方針)
の確立
- 「知的財産戦略本部(仮称)」
の設置
- 「知的財産戦略計画(仮称)」
の策定等

具体的行動計画

1. 知的財産の創造の推進

- 大学・企業における知的財産創出
- 創造性を育む教育・研究人材の充実

2. 知的財産の保護の強化

- 迅速かつ的確な審査・審判

- 実質的な「特許裁判所」機能の創出
- 模倣品・海賊版対策の強化

- 國際的な制度調和と協力の促進
- 営業秘密の保護強化

- 新分野等における知的財産の保護

3. 知的財産の活用の促進

- 大学等からの技術移転の促進
- 知的財産の評価と活用

4. 人的基盤の充実

- 専門人材の養成
- 国民の知的財産意識の向上

知的財産立国に向けた重点事項

○「世界特許」に向けた取組の強化

日米での調査結果等の相互利用(2002年中に検討開始)
迅速・的確な特許審査のための計画策定(2002年度中)

○実質的な「特許裁判所」機能の創出

特許等に關連する裁判を東京・大阪地裁に集中(2003年通常国会に法案提出)

○模倣品・海賊版等の対策の強化

侵害品に対する国境措置の強化(2004年度までに法制面・運用面を改善)
外交交渉等を通じた働きかけの強化(2002年度以降)

○営業秘密の保護強化

民事・刑事両面での保護強化(2003年通常国会に法案提出)

○大学の知的財産の創出、管理機能の強化

企業等の協力で戦略的に知的財産を創出する制度(2003年度までに構築)
全国數十程度の大学に「知的財産本部」を整備(2003年度までに開始)

○知的財産専門人材の養成

法科大学院における知的財産教育の充実(2004年度から学生受入開始予定)